

表II-1-2(1) エリア区分図及び整備の方針【宮島・大竹ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
宮島・大竹ゾーン	大竹市、廿日市市	6	
			<p>(1) 大竹港エリア 臨海部に港湾機能が集積し、背後の低地に人口が集中していることから、親水空間の確保等にも配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害から防護するための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 阿多田エリア 東部の漁港周辺域に人口が集中していることから、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 大野エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(4) 廿日市Iエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(5) 嶼島港エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。</p> <p>(6) 宮島エリア 自然が多数残されており、こうした貴重な環境を維持することに十分配慮する。(※海岸保全区域なし)</p>

表 II-1-2(2) エリア区分図及び整備の方針【広島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
広島ゾーン	広島市、海田町、坂町	11	
			<p>(1) 幸日市IIエリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 五日市エリア 八幡川河口部の干潟の保全を図りつつ、親水性の確保に配慮しながら、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 草津エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 観音・江波エリア 海辺を利用した伝統行事が行われており、観音地区にはマリーナもある。また、海岸線に沿って企業・住宅が密集している。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(5) 吉島エリア 海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(6) 出島エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(7) 元宇品エリア 残された天然の海岸が有する景観に十分配慮しつつ、散策・磯遊びなどの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(8) 宇品・丹那エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、また、親水公園等もあることから、景観に配慮しながら高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(9) 向洋・海田エリア 海岸線に沿って企業・住宅などが密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(10) 坂エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場が分布している地域と人口海浜があり海水浴客で夏はにぎわう地域がある、これらに十分に配慮した環境・利用に配慮した海岸整備を進める。</p> <p>(11) 似島・金輪島エリア 広島港では代表的な島であり、天然の海岸が残りこれらに十分に配慮した海岸整備を進める。</p>

表II-1-2 (3) エリア区分図及び整備の方針【江田島・能美島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
江田島・能美島ゾーン	江田島市	13	
			<p>(1) 江田島Iエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p> <p>(2) 江田島IIエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(3) 江田島IIIエリア 海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(4) 江田島IVエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(5) 能美・江田島エリア 日常の散策、海水浴、潮干狩りの場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備および海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。また、干潟が特に広く分布しているため、これに十分配慮する。</p> <p>(6) 能美エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(7) 沖美Iエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、海水浴などの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(8) 沖美IIエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、広く砂浜が分布している海岸線であることから、海水浴やマリンスポーツ、日常の散策などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(9) 沖美IIIエリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(10) 能美・大柿エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p> <p>(11) 大柿Iエリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(12) 大柿IIエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(13) 大柿IIIエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p>

表 II-1-2 (4) エリア区分図及び整備の方針【呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン	呉市	8	
			<p>(1) 天応・狩留賀エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、自然景観と環境へ配慮しつつポートピアパーク、狩留賀海水浴場を中心とした利用施設の充実を図る。</p> <p>(2) 呉港エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、阿賀マリノポリスを中心とした流通・レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>(3) 倉橋島北部エリア 藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。既存利用施設では、レクリエーション機能の充実を図り、集落地は高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 倉橋島南部エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。</p> <p>(5) 下蒲刈エリア 安芸灘架橋景観を損ねず、自然環境保護に重点を置いた整備を行う。集落地は高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、既存海水浴場では利用に配慮した整備を図る。</p> <p>(6) 川尻・蒲刈エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。</p> <p>(7) 安浦エリア 貴重な動植物や自然海浜が存在し、これらの自然環境を保全しつつ、グリーンピアせとうちや海水浴場等の既存利用施設では、レクリエーション機能の充実を図る。三津口湾沿岸では、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、また漁港利用者に配慮した利用しやすい海岸づくりを進める。</p> <p>(8) 豊エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、アビ渡来群遊海面や街並保存地区など優れた生態環境や景観の保全に努める。釣り場や海水浴、海洋牧場などでは、利用しやすい海岸づくりを進める。</p>

表II-1-2 (5) エリア区分図及び整備の方針【竹原・大崎上島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
竹原・大崎上島ゾーン	東広島市、竹原市、大崎上島町	9	
			<p>(1) 大芝島エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、漁港機能が集積する地区であることから、漁港利用者への配慮にも努める。</p> <p>(2) 安芸津エリア 臨海部に港湾機能が集積し、その背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進め。また、背後の高台からの眺めは優れた海域環境を呈しており、海岸景観の保全に配慮した整備に努める。</p> <p>(3) 小泊~築地エリア 多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な干潟の保全に配慮するとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害をうけている場所では、海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 明神~忠海エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、港湾機能が集積する地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。また、生物の生息・生育や産卵などの場となる干潟の保全にも努める。</p> <p>(5) 阿波島・大久野島エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。ただし、天然記念物スナメリクジラの廻遊海域に面している阿波島周辺では、極力、今ある自然環境の保全に努める。</p> <p>(6) 大崎上島東部エリア 高潮、波浪、津波による浸水・飛沫被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、港湾機能が集積する地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(7) 大崎上島南部エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進めるとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進め。また、漁港機能が集積する地区であることから、漁港利用者への配慮にも努める。</p> <p>(8) 大崎上島西部エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進めるとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進め。また、港湾機能が集積する地区については、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(9) 大崎上島北部エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、海水浴や伝統行事等の場として海岸線が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。また、港湾機能が集積する地区については、港湾利用者への配慮にも努める。</p>

表Ⅱ-1-2 (6) エリア区分図及び整備の方針【尾道・因島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
尾道・因島ゾーン	三原市、尾道市	10	
			<p>(1) 幸崎・須波エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 糸崎港エリア 臨海部に港湾機能が集積し、その背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 尾道水道エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。</p> <p>(4) 福山松永エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(5) 百島～岩子島エリア 海水浴などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。</p> <p>(6) 因島東部エリア 残された天然の海岸が有する景観に十分配慮しつつ、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(7) 因島西部エリア 海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(8) 生口島東部エリア 老朽化により再整備が必要な施設については順次更新していくとともに、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場・干潟が広く分布しているため、十分に配慮する。</p> <p>(9) 生口島西部エリア 日常の散策、伝統行事、海水浴、教育の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p> <p>(10) 高根島・佐木島エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p>

表Ⅱ-1-2 (7) エリア区分図及び整備の方針【福山・内海ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
福山・内海ゾーン	福山市	5	
			<p>(1) 福山エリア 臨海部に港湾・物流機能が集積し、工業地域が広がる。それらの背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 田尻・鞆エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。また、環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 走島エリア 離島で周囲を海で囲まれているため、海辺は日常生活の場として利用されている。また漁業が盛んであるため、漁港利用者への配慮に努める。防護面では、施設の老朽化が進んでいるため、周辺環境や漁港施設と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。</p> <p>(4) 沼隈エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、港湾機能が集積した地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(5) 内海エリア 海水浴などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。</p>

表II-1-3(1) 地区海岸一覧 (宮島・大竹ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
宮島・大竹	大竹港	1	1- 1 大竹港海岸 (小島)	港湾局
			1- 2 大竹港海岸 (三菱)	港湾局
			1- 3 大竹港海岸 (新町)	港湾局
			1- 4 大竹港海岸 (小方)	港湾局
			1- 5 玖波漁港海岸 (玖波)	水産庁
	阿多田	2	1- 6 阿多田漁港海岸 (阿多田)	水産庁
		3	1- 7 大竹海岸 (阿多田)	農振局
	大野	4	1- 8 大竹海岸 (玖波)	水国局
			1- 9 大野海岸 (鳴川)	水国局
			1- 10 大野海岸 (宮浜)	水国局
		5	1- 11 丸石漁港海岸 (丸石)	水産庁
			1- 12 大野海岸 (丸石)	水国局
			1- 13 塩屋漁港海岸 (塩屋)	水産庁
			1- 14 大野海岸 (小田島)	水国局
			1- 15 梅原漁港海岸 (梅原)	水産庁
			1- 16 大野海岸 (大国蛭ヶ崎)	水国局
	6	1- 17 上ノ浜漁港海岸 (上ノ浜)	水産庁	
		1- 18 大野海岸 (上ノ浜)	水国局	
		1- 20 大野海岸 (早時)	水国局	
		1- 21 大野海岸 (深江)	水国局	
		1- 22 大野海岸 (赤崎)	水国局	
		1- 32 大野海岸 (鼓ヶ浜)	水国局	
		1- 33 厳島港海岸 (赤崎)	港湾局	
	廿日市 I	1- 23 大野海岸 (柿ノ浦)	水国局	
		7	1- 24 廿日市海岸 (阿品)	水国局
		8	1- 25 地御前漁港海岸 (地御前)	水産庁
			1- 26 廿日市海岸 (扇新開)	水国局
	厳島港	9	1- 27 厳島港海岸 (網ノ浦)	港湾局
			1- 28 厳島港海岸 (有ノ浦)	港湾局
			1- 29 厳島港海岸 (長浜)	港湾局
			1- 30 厳島港海岸 (杉ノ浦)	港湾局
			1- 31 厳島港海岸 (包ヶ浦)	港湾局

表 II-1-3(3) 地区海岸一覧 (江田島・能美島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
江田島・能美島	江田島 I	32	3- 1 江田島海岸(江田島秋月)	水国局
		3- 2	小用港海岸(秋月)	港湾局
		33	3- 3 小用港海岸(小用)	港湾局
	江田島 II	34	3- 4 小用港海岸(切串)	港湾局
		35	3- 5 江田島海岸(切串・幸浦)	農振局
		36	3- 6 大須港海岸(大須)	港湾局
	江田島 III	37	3- 7 江田島海岸(マゴ石・長浜)	農振局
	江田島 IV	38	3- 8 江田島海岸(津久茂)	農振局
		3- 9	津久茂港海岸(津久茂)	港湾局
		3- 10	江田島海岸(江田島津久茂宮之原)	水国局
		3- 11	世上漁港海岸(宮ノ原)	水産庁
		3- 12	江田島海岸(江田島矢の浦)	水国局
		3- 13	鷺部矢ノ浦港海岸(鷺部矢ノ浦)	港湾局
	能美・江田島	39	3- 14 江田島海岸(内海)	農振局
		3- 15	内海港海岸(飛渡瀬)	港湾局
		3- 16	江田島海岸(江田島能美中町)	水国局
		40	3- 17 中田港海岸(中町)	港湾局
	能美	41	3- 18 中田港海岸(高田)	港湾局
		3- 19	江田島海岸(江田島能美遠崎)	水国局
	沖美 I	42	3- 20 沖美海岸(三吉)	水国局
		3- 21	三高港海岸(小島)	港湾局
		3- 22	三高港海岸(中ノ浜)	港湾局
		3- 23	三高港海岸(高祖)	港湾局
		3- 24	沖美海岸(高祖)	農振局
		43	3- 25 美能漁港海岸(美能)	水産庁
	沖美 II	44	3- 26 沖美海岸(俎)	農振局
		3- 27	鹿田港海岸(鹿田)	港湾局
		3- 28	沖美海岸(入鹿)	農振局
		45	3- 29 烟漁港海岸(是長)	水産庁
		3- 30	烟漁港海岸(畑)	水産庁
		46	3- 31 沖美海岸(是長)	農振局
		3- 32	沖美海岸(大屋)	農振局
		3- 33	江田島海岸(江田島沖美岡大王)	水国局
	沖美 III	47	3- 34 沖美海岸(大黒)	農振局
	能美・大柿	48	3- 35 鹿川港海岸(大矢)	港湾局
		3- 36	鹿川港海岸(文久)	港湾局
		3- 37	鹿川港海岸(鎌木)	港湾局
		3- 38	鹿川港海岸(大柿)	港湾局
		3- 39	深江漁港海岸(深江)	水産庁
		3- 40	大柿海岸(深江)	農振局
	大柿 I	49	3- 41 大柿海岸(沖野島)	農振局
		50	3- 42 大柿海岸(西部)	農振局
		3- 43	大柿海岸(南部)	農振局
	大柿 II	51	3- 44 大柿海岸(東部)	農振局
		3- 45	江田島海岸(江田島大柿大君)	水国局
	大柿 III	52	3- 46 大柿港海岸(大君)	港湾局
		3- 47	柿浦漁港海岸(柿浦)	水産庁